

## 「不法就労外国人に関する通報報奨金制度に反対する会長声明」等への 茨城県の見解

2026年4月

茨城県知事

2026年3月11日付けで茨城県弁護士会が発出した会長声明等に対して、茨城県の見解をお示しします。

まず前提として、入管法をはじめとする現行法制度の枠内で、県として取り得る不法就労対策を精力的に講じてきたという事実があります。しかしながら、それにもかかわらず、不法就労の削減効果が十分に上がっていないのが現状です。

一方で、本県の不法就労者数は4年連続で全国最多であるとともに、直近5年間における外国人の摘発人数は、ピーク時（2001年～2005年）に比べ、全国では4割減少する一方で、本県では45パーセント増えている状況にあり、県民からは不法就労が治安の悪化の温床となっているのではないかと不安の声も寄せられており、治安悪化への懸念の強まりが見受けられます。

こうした状況のもと、県民の中に、感情面で外国人全体に対する偏見や不信感が生まれつつあることこそ、むしろ深刻な課題だと認識すべきであり、そのためには、不法就労などの違法行為に厳格に対応していくという姿勢を示すことは不可欠であります。

そのような中、対策の強化を図るべく検討を進めている今回の制度は、これまでの県の取組と同様、労働者個人を対象とするものではなく、不法就労を生み出している「事業者」に焦点を当てたものです。そもそも、不法就労を前提に雇用する行為は明確な法令違反であり、これを是正するために事業者の責任を明確化することは、制度設計としてごく当然の考え方です。

また、国にはすでに不法滞在や不法就労等の情報提供に対する報奨金制度が存在しています。今回の制度は、それを否定したり逸脱したりするものではなく、国の制度が存在することを前提に、県として独自に整理し、補完的に位置づけたものにすぎません。この点で、新たに人権侵害を生じさせる仕組みがどこにあるのか、正直なところ理解に苦しむというのが率直な受け止めです。

そもそも、不法就労は法律に反するルール違反です。それを是正しようとする同様の制度が国にもある中で、国の制度ではこれまで同様の問題が顕在化していないにもかかわらず、なぜ、茨城県の制度だけが差別や人権侵害を引き起こすと断定されるのか、その論理的な説明は示されていません。制度の目的・対象・運用を正確に理解すれば、少なくともそのような飛躍した評価には合理性を見出しにくいと言わざるを得ません。

重要なのは、問題を「感情」ではなく「制度と実態」のレベルで整理し、現場で起きている課題に実効性のある対応を講じることです。今回の制度は、その一環として位置づけられるものであり、安易にレッテル貼りをする議論こそ、かえって地域の分断を深めかねないことを、冷静に考える必要があります。

こうした見解のもと、標記会長声明等に対しては、下記のとおり反論いたします。

## 記

### 1 会長声明等の基本的認識は、事実及び制度内容を著しく歪めている

本県が検討している「不法就労に関する通報報奨金制度」について、会長声明等は、制度の趣旨・内容を正確に把握しないまま、差別助長を目的とするかのように描き出しているが、その前提は事実と反し、極めて不正確である。

本制度は、不法就労外国人「個人」を摘発の対象とするものではなく、国籍・外見・言語といった属性による通報を想定するものでもなく、「外国人が働いていること」自体を問題視する制度でもないにもかかわらず、会長声明等はこれらを意図的に混同し、県の施策を不当に歪曲している。

制度の対象は、不法就労を認識しながら、または十分な確認を怠り、違法な雇用行為を行っている事業者であり、これは入管法及び労働関係法令の遵守を求める、極めて正当な行政措置である。

### 2 「差別・偏見を助長する」との主張は、論理的にも社会的にも成立しない

会長声明等は、通報報奨金制度そのものが外国につながる人々への差別と偏見を生むと断定しているが、違法行為への是正措置を差別と同一視する論理は成立しない。

違法行為を違法であるとして是正することは、法治国家における行政の基本責務であり、これを理由に「社会の分断を招く」と断ずるのであれば、無許可営業や脱税、労働基準法違反といった通報制度も同様に否定されなければならないはずである。

しかし、そのような主張が社会的に認められていないことは明らかであり、会長声明等の論理は一貫性を欠いている。

また、「見た目で外国人かどうかは分からない」との指摘は事実であるが、そもそも本制度は個人の見た目や国籍を判断材料とすることを前提としていない。

それにもかかわらず、制度が「市民に監視をさせる」ものであるかのように論じることは、制度内容への理解不足、あるいは意図的な印象操作と言わざるを得ない。

### 3 不法就労の背景を理由に違法行為を事実上容認する姿勢は容認できない

会長声明等は、不法就労が生じる背景として人手不足や技能実習制度の課題を挙げているが、これらの問題の存在は、不法就労を放置、あるいは事実上容認する理由にはならない。

人手不足が深刻であればこそ、「適正な在留資格の下での雇用」「法令を遵守した労働条件」「公正な競争環境」を維持する必要があり、不法就労の蔓延はそれらを根底から破壊する。

また、技能実習生等が劣悪な環境から逃れた結果として不法就労状態に置かれる事例があるのであれば、その根本原因の一つは、不法就労を前提とした受け皿が存在することに他ならない。

不法就労を厳正に是正することは、外国人の人権を損なうものではなく、むしろ人権侵害構造を固定化させないために不可欠な措置である。

#### 4 制度撤回要求は、地方自治体に法令遵守を放棄せよと求めるに等しい

会長声明等は、本制度の「直ちの撤回」を求めているが、これは地方自治体に対し、現行法令の執行と是正措置を放棄せよと求めるに等しい主張である。

国の制度改正や在留資格の在り方について意見を述べることは否定されるものではないが、その実現を待つ間、現在進行形で発生している違法な雇用行為に何ら手を打たないという選択肢は存在しない。

本県は、外国人を含む労働者の権利を守る責務と、法令を遵守する事業者を保護する責務を全うするため、県内の不法就労の撲滅に向けた取組を強力に推進していく。

#### 5 結論

本県は、会長声明等が示すような一面的かつ感情的な評価に基づいて、県民の安全、法秩序、公平な労働環境を損なうことはできない。

不法就労対策は、外国人排斥とは無縁であり、「不法就労者を雇わない、雇わせない、見過ごさない」社会を構築するための最低限の行政責務である。

よって、本県は、本制度を撤回すべきとの主張を受け入れることはできず、制度の趣旨と必要性について、今後も毅然とした姿勢で説明を続けていく。